

第3章 監事選挙細則

第20条 監事選挙に関する事務は評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。

第21条 監事は2名とし、選挙は次期評議員当選者(以下評議員)を選挙人ならびに被選挙人として行う。ただし、年次学術総会長、理事長、理事は監事となることができない。

第22条 監事は所属支部に関係なく、全評議員中より選出される。選挙は所定の方法(単記, 無記名)による。

第23条 選挙の結果、得票数の上位2名を当選者とする。得票数が同じ時は、選挙管理委員会における抽選により当選者を決定する。

第24条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。

2 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選者とする。

第25条 定期改選以後に監事に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれにあてる。その任期は前任者の残任期間とする。

第26条 選挙管理委員会は理事の選出完了後、2ヶ月以内に監事の選出手続きを完了しなければならない。

第27条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(平成29年3月18日一部改定)

第4章 評議員会議長および副議長選挙細則

第28条 評議員会の議長および副議長の選挙に関する事務は、評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。

第29条 議長および副議長は次期評議員当選者を選挙人ならびに被選挙人とする選挙により選ばれる。但し、理事長、理事、監事は議長、副議長になることができない。

第30条 議長および副議長の選挙は、所定の方法(それぞれ1名ずつを記名、無記名)による。

第31条 選挙の結果、得票数が同じ時は、選挙管理委員会における抽選により当選者を決定する。議長当選者が副議長にも当選した場合は、副議長の次点者を繰り上げて当選者とする。

第32条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。

2 当選者が辞退した場合、次点者を繰り上げて当選者とする。

第33条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

付 則

1. 評議員会の議長ならびに副議長の選挙は監事選挙と同時に行う。
2. 議長、副議長当選者が監事にも当選した場合、次点者を繰り上げて議長、副議長とする。

(平成27年3月27日一部改定)